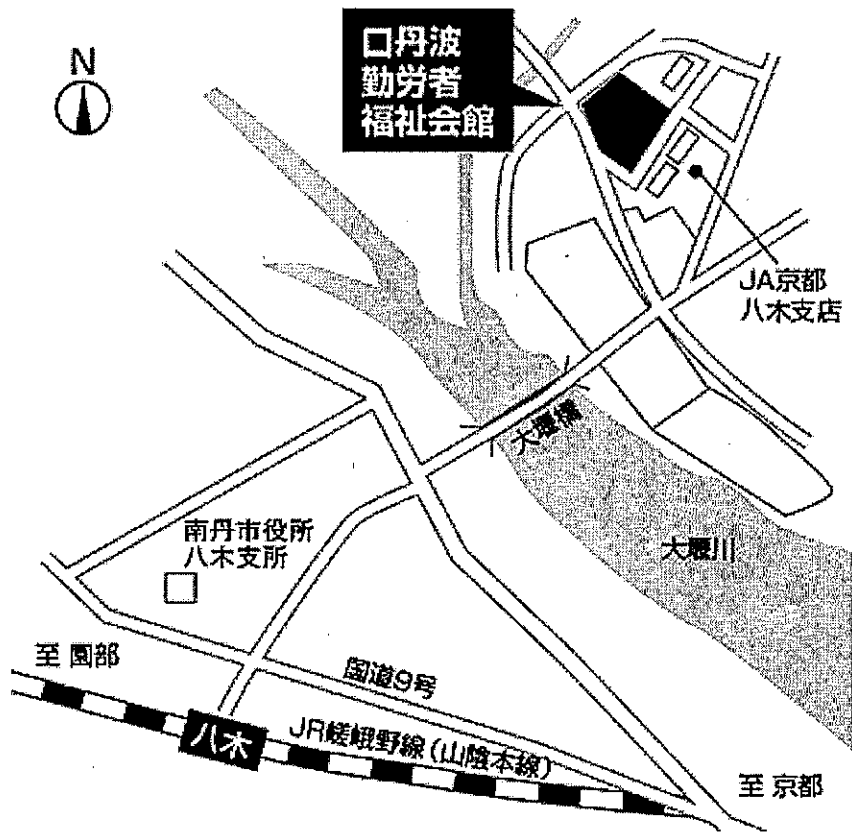
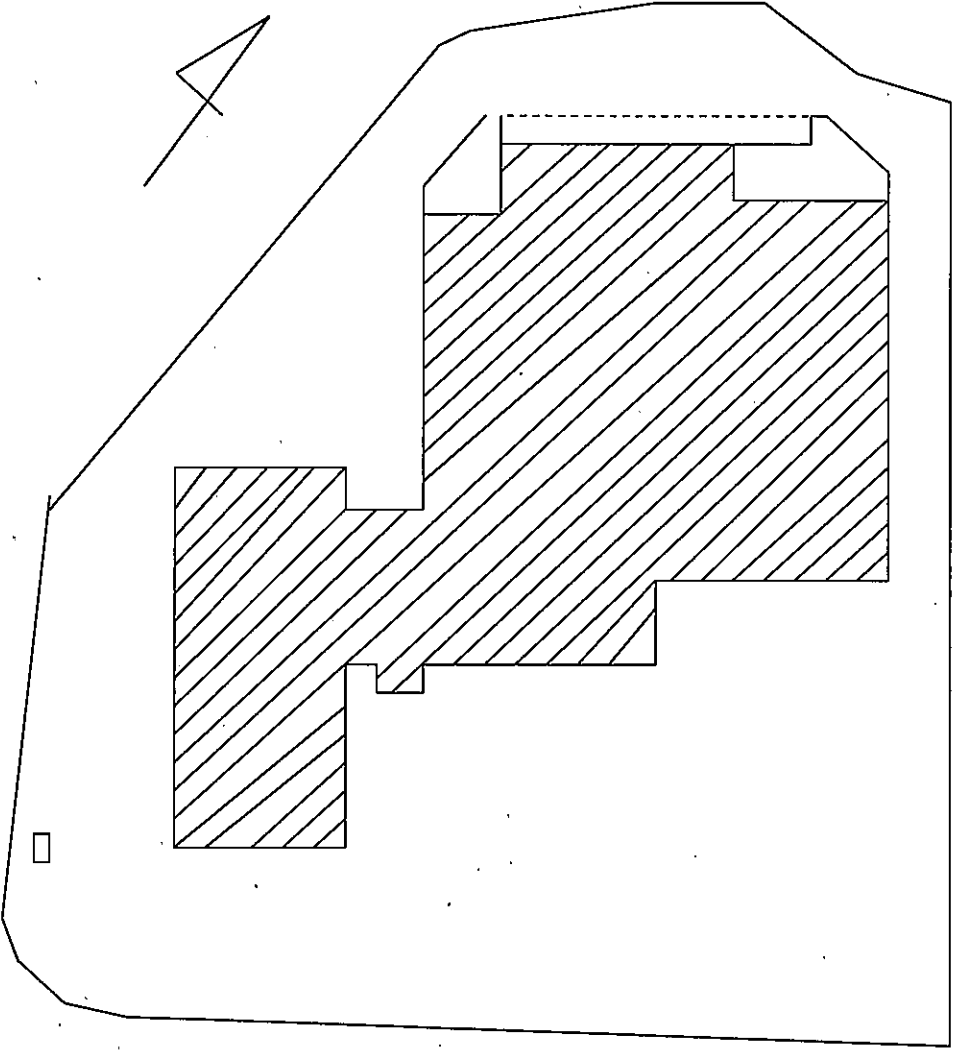


《別紙 案内図》

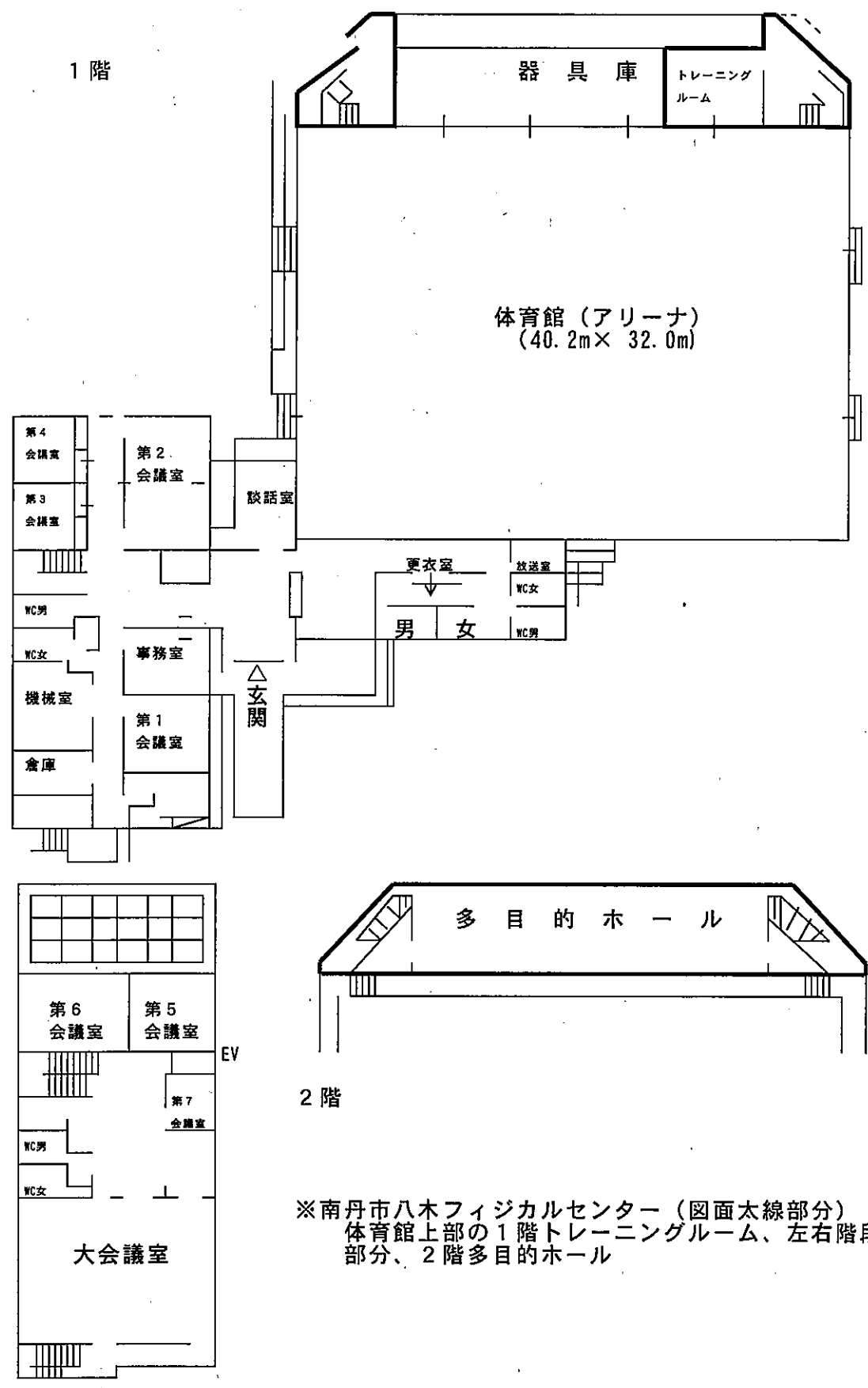


JR「八木駅」下車徒歩約15分

口丹波勤労者福社会館の敷地図



口丹波勤労者福祉会館の平面図



## 勤労者福社会館施設概要

## ◆口丹波勤労者福社会館

所在地	京都府南丹市八木町西田金井畠9番地		
開設年月日	昭和58年9月1日		
敷地面積	5,813.34㎡		
建物概要	会議棟	体育館棟	倉庫
建築面積	511.56㎡	1,577.36㎡	2.47㎡
延床面積	897.24㎡	1,577.36㎡	2.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造平屋建	コンクリートブロック造平 屋建
施設の内容	体育館 (バスケットボール、バレーボール、テニス各2面、バドミントン8面、卓球8台) 会議室(洋室6、和室2) 駐車場(81台駐車可能。うち、身体障害者用2台) 倉庫 (その他)南丹市八木フィジカルセンター併設		

◆無償貸付物品一覧  
口丹波勤労者福祉会館

物 品 名	数量
平机	1
長机	1
テーブル	1
回転椅子	10
コインロッカー	2
ワイヤレスマイクシステム一式	1
審判台	1
卓球台	2
マット	1
マット用台車	1
トランポリン	1
支柱	2
バスケット台	1
30秒タイマー	2
つい立	1
掲示板	1
動物はく製等標本	1
立体彫刻	1
シート	1
畳寄せ枠	1
セルフコントロールタワー	1
ピアノ	1
バドミントンコートシート	4

## 管理工作物一覧

## ◆口丹波勤労者福祉会館

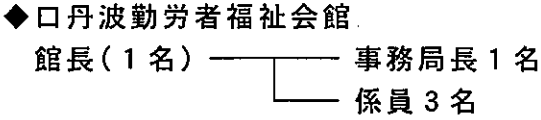
種 目	構造・規格等	数 量	備 考
門	門扉	1個	
圍障	ネットフェンス	178m	
築庭	花壇	7個	
照明装置	外灯・ポール型	6個	
諸標	旗ポール・H=8.0m	1個	3本
掲示板	屋外掲示板	1個	
	案内板・H=6.7m	1個	
雑工作物	建物銘板	1個	
	身障者駐車場掲示板	2個	
	郵便ポスト	1個	

## 勤労者福祉会館行政財産目的外使用許可一覧

使用許可物件	区分	数量	使用目的	使用許可期間
口丹波勤労者福祉会館 (玄関ホールの一部)	建物	2.80 m <sup>2</sup>	清涼飲料水自動販売機等の設置	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	293.59 m <sup>2</sup>	南丹市八木フィジカルセンター敷地	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 2 本 支線 1 本	電柱敷	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 1 本 支線 1 本	電柱敷	平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日
口丹波勤労者福祉会館 (進入路案内標識)	工作物	1箇所	カーブミラーの取付け	平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日
口丹波勤労者福祉会館 (進入路案内標識)	工作物	1箇所	街路灯の取付け	平成25年4月1日 ~ 平成30年3月31日

◎ 勤労者福祉会館組織図・施設利用許可事務の流れ

1 現行組織図（平成 29 年度）



（勤務時間）

- ・ 8：30～22：00（開館時間 9：00～22：00）
- ・ 基本勤務態勢
  - A 勤務 8：30～17：15（休憩時間含む。）
  - B 勤務 13：15～22：00（休憩時間含む。）

（主な担当事務）

- ・ 勤労者福祉会館の管理運営に関すること。（申込み・受付・使用承認・案内等）
  - ・ 利用料金の現金出納及び保管に関すること。
  - ・ 利用統計及び報告に関すること。
  - ・ 勤労者スポーツ事業、自主事業に関すること。
  - ・ 財産及び物品の管理に関すること。
  - ・ 庶務に関すること。
- ※このほか、現行指定管理者において、勤労者福祉会館に係る支出及び決算、施設管理業務委託、修繕・維持管理に関すること等を担当

2 施設利用許可事務の流れ（現行）

（1）使用の承認の申請期間

◆ 口丹波勤労者福祉会館

区 分		申 請 期 間
体 育 館	全面使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の 6 箇月前の日の属する月の 1 日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の 5 箇月前の日の属する月の 1 日から当日まで
	部分使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の 3 箇月前の日の属する月の 1 日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の 2 箇月前の日の属する月の 1 日から当日まで
会議室		使用の日の 2 箇月前の日の属する月の 1 日から当日まで



## (2) 事務の流れ

### ア 使用承認

- ①受付日及び受付時間は、上記申請期間のうち、休館日を除き、午前9時から午後9時30分まで(基本)
  - ②来館及び電話で「予約扱い」が可能
  - ③利用の当日までに、勤労者福祉会館に申請
- ※このほか、体育館・会議室の使用承認に関し、上記申請期間にかかわらず、年間及び月間調整を行うケース有り

### イ 利用料金

- ①使用の承認を受けると同時に、利用料金を納付
- ②国、地方公共団体については、「請求書払」に対応
- ③既納の利用料金は、還付しない。  
(還付ができる場合)
  - ・管理上の都合により使用の承認を取り消したとき
  - ・災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき など

## 勤労者福祉会館利用状況

## ◇口丹波勤労者福祉会館

名 称	区 分 開館日数(日)	平成26年度 345	平成27年度 346	平成28年度 345
第1会議室 面積 37 m <sup>2</sup> 定員 24 人	件数(件)	394	376	340
	人数(人)	5,793	10,192	5,773
	利用率	38.1%	36.2%	32.9%
第2会議室 面積 69 m <sup>2</sup> 定員 45 人	件数(件)	276	312	268
	人数(人)	10,169	18,152	9,146
	利用率	26.7%	30.1%	25.9%
第3会議室 面積 12 畳 定員 15 人	件数(件)	364	410	358
	人数(人)	4,527	8,192	4,666
	利用率	35.2%	39.5%	34.6%
第4会議室 面積 10 畳 定員 12 人	件数(件)	364	349	344
	人数(人)	4,557	7,584	4,696
	利用率	35.2%	33.6%	33.2%
第5会議室 面積 35 m <sup>2</sup> 定員 24 人	件数(件)	233	203	150
	人数(人)	4,414	7,270	2,807
	利用率	22.5%	19.6%	14.5%
第6会議室 面積 41 m <sup>2</sup> 定員 30 人	件数(件)	194	197	176
	人数(人)	4,541	4,427	3,521
	利用率	18.7%	19.0%	17.0%
第7会議室 面積 16 m <sup>2</sup> 定員 10 人	件数(件)	375	293	245
	人数(人)	3,553	2,683	2,668
	利用率	36.2%	28.2%	23.7%
大会議室 面積 152 m <sup>2</sup> 定員 120 人	件数(件)	236	214	219
	人数(人)	27,313	18,526	15,082
	利用率	22.8%	20.6%	21.2%
会議室計	件数(件)	2,436	2,354	2,100
	人数(人)	64,867	77,026	48,359
	利用率	29.4%	28.3%	25.4%
体育館 面積 1,286 m <sup>2</sup>	件数(件)	1,808	1,747	1,712
	人数(人)	101,287	105,262	104,282
	利用率	87.3%	84.2%	82.7%

※会議室利用率＝利用件数÷開館日数÷3(利用区分:午前、午後、夜)×100

※体育館利用率＝利用件数÷開館日数÷3(同上)÷2スパン×100

## 改修・修繕実績

施設名：口丹波勤労者福祉会館（S58.9開設）

内 容	金額（千円）
（26年度）	
外灯修繕交換	70
体育館ロビーほか壁紙はがれ補修	194
網戸修繕	78
体育館暗幕フック取替	41
談話室床総張替工事	180
エントランスカーペット修理	86
テニスコートフェンス修理	95
トイレ排水口詰まり緊急対応	43
体育館放送設備故障緊急対応	88
網戸張替（会議室・ロビー他）	54
会議室カーテンレール修理	106
体育館時計修理	38
フットサルゴールネット更新	64
自動ドア修理	194
トイレ排水口修繕工事	192
タイル目地割れ修理	160
床面損傷箇所修繕	192
照明器具点検修理	181
ネット修理	184
和室クロス張替	125
体育館時計修繕	348
26年度 小 計	2,714

内 容	金額 (千円)
(27年度)	
体育館ロビーサッシ戸車改修	81
会議室改修	178
体育館トイレ修繕工事	98
事務所の空調修繕	375
体育館変圧器	90
事務所の空調修繕	375
第6会議室表示パネル	45
コンセント等修理	59
区画線工事	175
側溝補修工事	75
椅子修理	8
名盤取り換え修理	72
体育館電球取り換え工事	151
駐車場植栽スペース修繕	60
体育館電球取り換え工事	194
電球等修理	43
体育館照明安定器交換工事	119
防犯カメラ修繕	121
LED配線工事	194
蛍光灯修繕	18
第1会議室ブラインド修理	50
門扉修理	173
マイク修繕・設定	42
フェンス取り換え工事	108
エントランスチャイム修繕	29
2階男子トイレ修繕	60
外回り塗装修理	97
火災警報器修理	11
27年度 小 計	3,101
(28年度)	
屋根塗装修理	6

内 容	金額 (千円)
蛍光灯取替修繕	24
館内ネットワーク修理	146
消火栓取り換え	41
体育館水銀灯修繕	105
駐車場植栽スペース修繕	60
バスケットゴール修理	159
体育館カウントタイマー取付け工事	33
日よけシート取付け	195
テニスネット修理	76
テニス用ベクトラン修理	15
尿石除去剤修繕	15
庭修繕	20
1階廊下照明修理	155
第1会議室照明修理	194
外灯補修工事	194
ソフトバレーアンテナ修理	9
体育館側トイレ修繕工事	324
バドミントン支柱キャップ修理	3
階段非常灯取換え工事	108
大会議室マイク修理	39
外灯補強工事	108
2階大会議室サッシ改修工事	200
1階第2会議室サッシ改修工事	200
1階和室サッシ改修工事	200
ガラス修理	49
バレーボール支柱カバー修理	76
外灯漏電工事	65
タイル補修	140
消火設備修繕	5
体育館倉庫掃除機修理	32
電球取り替え工事	65
体育館コンセント修理	36

内 容	金額 (千円)
28年度 小 計	3,097

## 平成28年度勤労者スポーツ事業、文化・芸術事業、福祉事業、福祉事業実績

◆口丹波勤労者福祉会館  
28年度開催実績

事業種別	内容	実施時期		実施回数	参加料	参加者数	
		日曜日	9:00～17:00				
スポーツ事業	クアスポ卓球交流大会	9月	9:00～17:00	1回	大人 300円 中学生 200円	60人	
	クアスポソフトバレーボール交流大会	3月	9:00～18:00	1回	1チーム2,000円	85人	
	中学生・高校生のチアスクール	5月～7月	毎週月曜	19:00～20:30	11回	1ヶ月4,000円	24人
自主事業	押し花講習会(於:クアスポ祭り会場)	11月	土曜日	10:00～	なし	18人	
	筆ペン教室(於:クアスポ祭り会場)	11月	土曜日	13:00～	受講者体調不良により開講せず		
	篆刻・仏画講習会(於:クアスポ祭り会場)	11月	土曜日	13:30～	1回	なし	2人
	クリスマスを生ける(於:クアスポ祭り会場)	11月	土曜日	10:00～	1回	なし	20人
	チヨークアースアート講習会(於:クアスポ祭り会場)	11月	土曜日	10:00～	講師体調不良により開講せず		
	第7回 クアスポ祭り	11月	土曜日	10:00～	1回	なし	120人
その他	第2回京都・丹波トライアスロン大会in南丹(クアスポを中心としたトライアスロン大会の全国版)実行委員長 麻田健治館長	8/27 8/28	土曜日 日曜日	14:00～ 8:00～	開会式(於:口丹波勤労者福祉会館) 大会(於:大堰川・クアスポ周辺地域)	治道を含め 10000人(京都 新聞発表)	

## ◆勤労者福祉事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
年度当初	○開催日の最終決定 ○会場の確保 ○共催団体に協力依頼
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ○共催団体と打合せ
開催の1箇月前	○参加受付準備と受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
開催日当日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

## ◆勤労者スポーツ事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
1～2月 (年間調整等)	○開催日の最終決定 ○会場の確保
2～3月	○行事予定(チラシ)の作成 ○講師選定及び依頼(年間まとめて依頼状を送付)
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ・府民だより;発行月の2箇月前に依頼 ・市町広報紙;発行月の約1箇月前に依頼
開催の1箇月前	○参加受付準備(受付期間:開催日の3週間前から2週間前) 大会の受付期間:5週間前から4週間前まで ○参加受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
参加申込み締め切り後 (大会:開催日の4週間前) (教室:開催日の2週間前)	●大会 ○参加者の調整と可否を通知 ○対戦表、プログラムの作成 ●教室 ○参加者の調整と可否を通知
開催の1週間前	○参加者名簿と名札の作成 ○領収書の作成 ○会場の使用申請、及び準備と点検
開催日初日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入  ●教室 ○開講式:館長あいさつ、講師の紹介、事務連絡  ●大会 ○会場準備、開会式 ○賞状作成
2日目以降	○名簿と名札を体育館入口付近のテーブルに並べる ○ラインテープ等の準備
～最終日	○修了証書準備 ○講師謝金準備
最終日	○閉講式:館長あいさつ、修了証書の授与 ○講師謝金の支払
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成



## 施設管理業務一覧(現行)

## ◆口丹波勤労者福祉会館

	委託業務名	業務の内容・回数	29年度委託額(円)
1	清掃	館内の清掃業務(定期清掃)	※下記参照 734,400
2	自家用電気工作物保安管理	電気事業法に基づく精密検査業務	月1回 208,260
3	消防関係設備点検	消防用設備等点検業務 防火対象物定期点検業務	年2回 年1回 62,208
4	空調設備点検	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による空気環境調整業務(冷暖房切替整備業務を含む)	年6回 111,240
5	機械警備等	防犯・火災異常・設備異常・非常通報等提供業務	毎日 435,456
6	エレベーター設備点検	乗用エレベーター設備定期保守点検管理業務	月1回 693,360

## ※清掃業務作業基準

区分	作業内容	対象場所	清掃回数	備考
日常清掃	掃き掃除	第1～第6会議室、大会議室	毎日	利用状況により適宜実施
		事務室	毎日	
		玄関ホール	毎日	靴箱拭き等適宜実施
		階段、廊下	毎日	
		2階ホール	毎日	
		アリーナ	月1回	モップ掛け、周囲の除塵
		ギャラリー	週1回	
	水拭き	トイレ(1階、2階、体育館、男女・身障者用)	毎日	
		更衣室・シャワー室	毎日	
		会議室等机	毎日	利用状況により適宜実施
	吸塵	第7会議室	毎日	利用状況により適宜実施
		放送室	毎日	利用状況により適宜実施
	ごみ収集	各所	週3回	集積場へ搬送
定期清掃	フロアオイル掛け	アリーナ	年2回	清美フロア技研製GYMドレッシングオイル。会館職員が作業
	樹脂ワックス掛け	大会議室、第1、第2、第5、第6会議室、事務室、喫茶室(談話コーナー)、玄関ホール、2階ホール	3箇月に2回	
	ガラス拭き	窓ガラス	年2回	
ネズミ等防除	ネズミ等の発生場所、生息場所及び侵入経路	年2回	殺そ剤又は殺虫剤の散布	

## 主な仕様

- \* 清掃作業監督者又はそれに準じる者を少なくとも月1回派遣し、企画、指導及び監督させること。
- \* 日常清掃は、毎日(休館日を除く)午前8時30分から午後5時30分までとする。(現行:指定管理者施行)
- \* 定期清掃(現行:年8回)は、事前に館長と協議の上、日時を定める。
- \* 清掃器具、洗剤、トイレトーパー、ゴミ袋、石けん等の使用材料は受託業者負担とする。
- \* 玄関マットは、受託業者負担とし、2箇月に1回交換する。

## 京都府立口丹波勤労者福祉会館の利用料金(現行)

## 1 利用料金

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体育館	全面使用	平日	円 4,200	円 5,200	円 6,200
		土曜日、日曜日及び休日	5,000	6,300	7,300
	部分使用		2,000	2,400	2,900
	個人使用		250	250	250
	第1会議室		1,200	1,300	1,400
	第2会議室		1,900	2,100	2,400
	第3会議室		800	900	1,000
	第4会議室		700	800	900
	第5会議室		1,200	1,300	1,400
	第6会議室		1,300	1,400	1,500
第7会議室		700	800	900	
大会議室		4,000	4,700	5,300	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金

各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金

利用料金の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

## 京都府立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金(現行)

## 1 附属設備の利用料金

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金	摘要
移動式バスケット台	1対	円 700	
バスケットボール競技用具	1式	1,200	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及び ストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用の ボールをいう。
審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1式	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1式	1,200	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
コインロッカー	1区画	1回 50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金

※1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)

附属設備名	単位	2部にわたる場合	3部にわたる場合
		(午前・午後又は午後・夜)	(午前・午後・夜)
		円	円
移動式バスケット台	1対	1,400	2,100
バスケットボール競技用具	1式	2,400	3,600
バレーボール用支柱	1組	460	690
テニス用支柱	1組	460	690
バドミントン用支柱	1組	340	510
卓球台	1台	240	360
盲人用卓球台	1台	80	120
ハンディ卓球台	1台	80	120
テニスラケット	1本	240	360
バドミントンラケット	1本	120	180
卓球ラケット	1本	80	120
ボール類	1個	120	180
審判台	1台	120	180
得点板	1台	120	180
ストップウォッチ	1個	120	180
防球スクリーン	1台	80	120
マット	1枚	100	150
ネット計測器	1本	120	180
トランポリン	1台	940	1,410
スポーツテスト用測定機器	1式	460	690
その他体育用具	1個	120	180
体育館用放送装置	1式	2,400	3,600
体育館用マイクロホン	1個	700	1,050
体育館用移動式黒板	1台	120	180
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	60	90
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	120	180
体育館用長机	1脚	120	180

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。

## 京都府立口丹波勤労者福祉会館の利用料金の上限の額

## 1 利用料金の上限の額

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体 育 館	全面 使用	円	円	円	
		平日	4,200	5,200	6,200
		土曜日、日曜日及び休日	5,000	6,300	7,300
		部分使用	2,000	2,400	2,900
		個人使用	250	250	250
		第1会議室	1,200	1,300	1,400
		第2会議室	1,900	2,100	2,400
		第3会議室	800	900	1,000
		第4会議室	700	800	900
		第5会議室	1,200	1,300	1,400
	第6会議室	1,300	1,400	1,500	
	第7会議室	700	800	900	
	大会議室	4,000	4,700	5,300	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

各部の利用料金(条例別表の各区分の利用料金をいう。以下、3及び4において同じ。)の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額

利用料金の上限の額(上記1)に定める額に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

## 利用料金の上限の額の考え方（例示）

## ◆基本的な考え方

- ・割引の場合 → 指定管理者が決める利用料金から割り引いたものを上限とする。
- ・割増の場合 → 利用料金の上限の額を基準にして割り増したものを上限とする。

## 1 利用料金の上限の額（例：体育館（平日、全面使用）の場合）（単位：円。以下同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ア 条例に定める利用料金の上限の額	4,200	5,200	6,200
⇓ 指定管理者が料金設定			
イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	4,100	5,100	6,100

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

※各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ウ 利用料金の上限の額	8,200	10,000	13,700
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$(4,100+5,100) \times 9/10$	$(5,100+6,100) \times 9/10$	$(4,100+5,100+6,100) \times 9/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,100	9,900	13,600

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）

※当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
オ 利用料金の上限の額	1,600	2,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 4/10$	$5,100 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
カ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,500	1,900

- 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額  
 ※その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
キ 利用料金の上限の額	2,000	2,500	3,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 5/10$	$5,100 \times 5/10$	$6,100 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,900	2,400	2,900

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ケ 利用料金の上限の額	4,000	4,900	6,800
※上記「エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,100 \times 5/10$	$9,900 \times 5/10$	$13,600 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
コ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,900	4,800	6,700

- (4-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
サ 利用料金の上限の額	700	900
※上記「ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$1,900 \times 4/10$	$2,400 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
シ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	600	800

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額  
 ※利用料金の上限の額に定める額に4を乗じて得た額（端数処理なし）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ス 利用料金の上限の額	16,800	20,800	24,800
※上記「ア 条例に定める利用料金の上限の額」を基準とする。	4,200×4	5,200×4	6,200×4
⇓ 指定管理者が料金設定			
セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,700	20,700	24,700

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ソ 利用料金の上限の額	32,800	40,000	54,800
※上記「ウ 利用料金の上限の額」を基準とする。	8,200×4	10,000×4	13,700×4
⇓ 指定管理者が料金設定			
タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	32,700	39,900	54,700

(5-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間あたり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
チ 利用料金の上限の額	6,600	8,200
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	16,700×4/10	20,700×4/10
⇓ 指定管理者が料金設定		
ツ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	6,500	8,100



(5-2) 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
テ 利用料金の上限の額	8,300	10,300	12,300
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	16,700×5/10	20,700×5/10	24,700×5/10
⇓ 指定管理者が料金設定			
ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,200	10,200	12,200

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ナ 利用料金の上限の額	16,300	19,900	27,300
※上記「タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	32,700×5/10	39,900×5/10	54,700×5/10
⇓ 指定管理者が料金設定			
ニ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,200	19,800	27,200

(5-3) 特別な設備の準備又は撤去のために使用し、使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間あたり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3・4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
ヌ 利用料金の上限の額	3,200	4,000
※上記「ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	8,200×4/10	10,200×4/10
⇓ 指定管理者が料金設定		
ネ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,100	3,900

6 附属設備の利用料金の上限の額（2以上の部にわたって引き続き使用する場合）

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額（コインロッカーを除く。）（端数処理なし）

バスケットボール競技用具（1式）	1使用時間区分（午前又は午後又は夜）
ノ 利用料金の上限の額	1, 200
⇓ 指定管理者が料金設定	
ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1, 100

バスケットボール競技用具（1式）	2部にわたる場合 （午前・午後又は 午後・夜）	3部にわたる場合 （午前・午後・夜）
ヒ 利用料金の上限の額	2, 200	3, 300
※上記「ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	1, 100×2	1, 100×3
⇓ 指定管理者が料金設定		
フ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	2, 100	3, 200

## ◆京都府立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

## 1 附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金の上限の額	摘要
移動式バスケット台	1対	円 700	
バスケットボール競技用具	1式	1,200	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1式	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1式	1,200	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
コインロッカー	1区画	1回 50	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金の上限の額

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)(端数処理なし)

## 3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

## 施設使用料(利用料金)収入実績

◇口丹波勤労者福祉会館

(単位:円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計	8,795,320	8,376,820	8,034,260

※会議室などの施設利用に伴う収入実績です。(行政財産目的外使用許可使用料は含まれておりません。)

## 管理運営費支出実績

## ◆口丹波勤労者福祉会館

(単位:千円)

	27年度 実績	28年度 実績	29年度 計画
報酬			
給料	9,104	9,026	9,270
職員手当等	950	1,350	950
健康保険料等	712	815	1,000
福利厚生費	345	421	
人件費計	11,111	11,612	11,220
賃金			
報償費			
旅費	38	4	
需用費	6,386	6,120	6,979
消耗品費	314	378	444
燃料費	55	50	111
食料費			
印刷製本費			
光熱水費	3,146	2,824	3,556
修繕費	2,871	2,868	2,868
役務費	474	433	565
通信運搬費	166	169	204
手数料	156	156	269
広告料			46
保険料	152	108	46
委託料	3,797	3,655	3,240
使用料及び賃借料			0
勤労者福祉事業費	256	113	370
利用促進懇談会費	19	20	46
その他経費	1,089	1,412	1,929
消費税	976	952	1,051
物件費計	13,035	12,709	14,180
計	24,146	24,321	25,400